

2 教義第 9 9 号  
令和 2 年 4 月 1 3 日

各教育事務所長 様

義務教育課長

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い  
学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）

このことについて、別添のとおり、文部科学省から依頼がありました。  
については、管内の各市町（学校組合）教育委員会に周知をお願いします。

#### 記

#### 1 送付物

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒  
の学習指導について（通知） 写し

#### 2 備考

県教育委員会では、上記通知を受けて、家庭学習を学校における学習評価に反映させる  
ことについての基本的な考え方等を示した、独自のガイドラインを作成し、後日、配付す  
る予定である。

**【本件問合せ先】**

教育指導グループ 指導主事 関野 幸恵

TEL (089) 912-1000 (内線 4884)

E-mail sekino-sachie@pref.ehime.lg.jp